

マムルーク朝時代の官庁における会計帳簿

熊倉 和歌子

I. はじめに

本研究プロジェクト「イスラーム圏におけるイラン式簿記術の展開：オスマン朝治下において作成された帳簿群を中心として」は、その目的を、イラン式簿記術の諸原理を解明し、帳簿史料の性格と内容を把握するための基盤となる知識を体系化することにある。イルハン朝（654-754/1256-1353）において確立されたとする簿記術は、オスマン朝（7c 末-1341/13c 末-1923）によって踏襲され、オスマン朝領土の拡大とともにオスマン帝国領域内に普及した。よって、イラン式簿記術は、前近代から複式簿記が導入される近代において、イランのみならず、トルコや中東地域を含む広範囲において流布したものであり、この簿記術を研究することによって、中世以降の当該地域における財務行政に関する共通の基礎的知識を得ることができると考えられる。

しかし、より正確に、イラン式簿記術の展開を全体的な歴史の中に位置づけながら、本研究課題に取り組んでいくには、以下の視座が必要ではないかと考える。まず、「イラン式」と定義する簿記術はどのような特徴を持つものであるかを明らかにしなくてはならない。つまり、イルハン朝治下で体系化された簿記術が、それ以前やその他の地域における簿記術とどのように差別化されるのかについて知らなければ、その後の当該簿記術の展開を正しい座標軸の上に描くことができないだろう。次に、オスマン朝領土の拡大を通じて中東地域に展開したとされるこの簿記術が、それ以前に中東において普及していた簿記術を駆逐して、まったくの新方式として導入されたのか、あるいはそれ以前の簿記術を発展・融合させる形で導入されていたのかを検討するべきである。これにより、オスマン朝による統治以前と以後の各地域における簿記術や財務行政の連続性や不連続性、地域性について明らかにし、イスラーム圏におけるイラン式簿記術の展開を歴史上に正確に位置づけることができると考える。同時に、アラビア語公用語圏における簿記術についても研究していく必要がある。なぜならば、14世紀半ばのイラン式簿記術の指南書『簿記術に関するファラキーエの論説 *Resāle-ye Falakīye dar 'Elm-e Siyāqat*』（以後 *Falakīye* と略記）では、解説はペルシア語で記述されるものの、会計用語や帳簿の定型文はアラビア

語が用いられるからである¹。よって、アラビア語が官庁における使用言語とされている地域における簿記術論等をもとに、アラビア語の会計用語の意味を把握することが急務である。以上の問題から、本稿では、イルハン朝とほぼ同時代にエジプト・シリア・ヒジャーズ地方を統治したマムルーク朝（648-922/1250-1517）の官庁における会計帳簿について明らかにし、研究プロジェクトにおける基礎情報の1つとすることを目的としたい²。

本稿で扱う史料は、*Falakīye* の成立に近い時期にマムルーク朝治下エジプトで作成された百科事典『学芸の究極の目的 *Nihāyat al-Arab fī Funūn al-Adab*』（以後 *Nihāya* と略記）である。*Nihāya* の著者であるヌワイリー *Aḥmad b. ‘Abd al-Wahhāb al-Nuwayrī*（677-733/1279-1333）は、カイロの中央官庁の官僚であった父親アブド・アルワッハーブ *‘Abd al-Wahhāb*（618-99/1221-99）と同様、官庁務めの官僚としてマムルーク朝の行政に携わった人物である。彼の最初の経歴は、698/1298年に私財庁（*Dīwān al-Khāṣṣ*）の官僚として任命されたことに始まる。701/1301年には、私財庁所有の財源調査のためにシリアへ赴き、702/1302年のモンゴル軍との戦闘に参加した経験を持つ。ナーシル・ムハンマド *al-Nāṣir Muḥammad b. al-Qalāwūn* の第3治世（在位 709-41/1310-41）の710/1310年、記録庁（*Dīwān al-Inshā’*）の副長官としてトリポリへ赴任、その後トリポリの軍務庁（*Dīwān al-Jaysh*）長官に任命される。712/1312年には再びエジプトに戻り、デルタ地方の官庁で務めた後、引退した。このように、ヌワイリーは、私財庁・記録庁・軍務庁というマムルーク朝期における主要官庁で務めると同時に、カイロの中央官庁だけではなくエジプトやシリアの地方行政に携わり、業務内容や各地域についての幅広い知識を持つ人物である（Chapoutot-Remadi 1995）。

Nihāya は、ヌワイリーが現役引退後に著した百科事典で、その分量は全31巻におよび、全体は5つの学芸（*fann*）から構成されている³。このうちの第8巻には、官庁に務める官僚が必要とする各種業務の知識がまとめられており、この中に、諸官

¹ *Falakīye* は、14世紀半ばにアルマーザンダラーニー *‘Abd Allāh b. Muḥammad b. Kiyā al-Māzandarānī* によって著された簿記述指南書である。この書については、Remler 1985を参照。

² マムルーク朝の官庁における財務の構造や記録管理の問題についての先行研究は、筆者の管見の限り見当たらない。このような中、熊倉 2010は、16世紀半ばのオスマン朝時代エジプトにおいて作成された『軍務台帳 *Daftar Jayshī*』の記録から、マムルーク朝時代には10種類の土地台帳があり、イクター行政を担う軍務庁によって管理されていたことを明らかにした。しかし、諸官庁における一般的な会計業務や帳簿を扱った研究は未だなく、明らかになっていない。

³ 第1学芸「天と地」、第2学芸「人間」、第3学芸「動物」、第4学芸「植物」、第5学芸「歴史」に分けられるが、5つの学芸のうち第4学芸までが最初の10巻に収められ、残りの21巻は第5学芸にあてられている（Chapoutot-Remadi 1995）。

庁の官僚が行うべき会計業務に関する解説が収録されている。本稿では、この解説に見られる各種会計の記録内容や書式について検討をおこない、官庁における日々の会計から年間の会計報告までの流れと各種の会計帳簿の位置づけについて明らかにしていきたい。

II. 官庁における会計と記録

1. 日々の会計記録—タアリークとマフズーマ台帳—

Nihāya の第 8 巻における「会計記録と官僚が慣習とし、適用していたことについて」と題される節では、最初に、官僚が日々の業務の最後につける記録について以下のように述べられる。

いずれの官僚 (*mubāshir*) にとっても第 1 に必要なことは、毎日の記録 (タアリーク *ta'liq*) をとることである。そこには、太陰暦 (ヒジュラ暦) による日付を明記し、その日に官庁 (ディーワーン *dīwān*) において改められたことや出来事について記す。それらは、収支 (*muḥḍar wa mustakhrāj*)、賃借 (*mujrā*)、購入したもの (*mubtā'*)、売りに出したものと売れたもの (*mubā' wa mabī'*)、経費 (*maṣrūf*)、賃借料 (*ujar*) や保証金 (*ḍamānāt*) の値上げについて改められた点、損失 (*'uṭil*)、賃料 (*ujr*) の決定、貸付金の返済期限 (*arbāb istiḥqāqāt*) による借り手の順番、雇用料、奉仕金の納入を負っている者 (*arbāb al-khidam*) からの支払 (*ṣarf*)、また、多かれ少なかれその者の職務の範囲内で発生したその他のことについてである。

これが記録であり、職務の大本 (*aṣl*) である。その日のことを把握した者は、その後も [自ずと] 管理されていくようになる。どの官僚も記録を行うことについては同様である。公証人 (*shāhid*) は、会計をおこなう者 (*'āmil*) が記録したことを記録にとる。その日の最後に官僚たちの間でその記録の合計をつきあわせ、しかるべき現金 (*'ayn*)、現物 (*ghalla*)、物品 (*aṣnāf*) の計算をおこなう (*Nihāya* vol. 8: 273)。

ここでは、官僚がおこなう会計の基本業務として「タアリーク」と呼ばれる日々の記録が紹介される。これは、その日に発生した収入、支出、賃借、その他会計に関わる全ての事柄についての記録である。また、タアリークの作成は、会計士 (アーミル *'āmil*) が行い、その記録を公証人 (シャーヒド) が目を通すという手順がとら

れたことがわかる⁴。このタアリークを作成する作業を「大本」とし、以下のような手順で会計業務が進められていく。

その後、会計をおこなう者はマフズーマ台帳 (makhzūma) への記録をおこなうが、その内容は収支、貸借、経費である。また、監査官 (mustarfi⁴) の人数分の謄本を作成し、これを監査官に提出する。監査官は、会計監査の後、その日の一連の改められた事柄や状況が書かれているという旨を謄本に明記しなくてはならない。このことは、[実際会計の場に] 立ち会わない監査官が、[実際に] 立ち会った官僚のようにおこなう。よって、マフズーマ台帳は、長官 (nāzir) やそれより下位の官僚たちによる記入を含む (Nihāya vol. 8: 274)。

このように、各官僚が携わったその日の会計に関わる一連の記録が出せようと、マフズーマ台帳(原義は「糸が通されたもの」とよばれる帳簿にその日の収支と貸借、経費について記録され、監査を受ける。マフズーマ台帳は、出ていったものと入ってきたものを記録する台帳であり、いわゆる出入台帳として捉えることができる。他方、先述したタアリークは、その日にあった全ての会計記録を網羅するものであり、後述するように、この記録から科目別の帳簿に記録がまとめられていくため、仕訳帳のようなものとして位置づけることができる。

2. 科目別の会計記録

スワイリーによれば、上述の記録がマフズーマ台帳に記帳された後、タアリークから、「ハトマ (khaṭma, 複 khiṭam)」、「タール (tāl, 複 tawālī)」、「アマル (‘amal, 複 a‘māl)」、「スィヤーカ (siyāqa, 複 siyāqāt)」が派生するという (Nihāya vol. 8: 275)。これらは、マムルーク朝の官庁で使用されていた特殊な用語と考えられるので、ここでは、これらが持つ記録内容や書式をまとめ、各帳簿がどのような役割を果たしたのかについて検討していく。

(1) ハトマ

ハトマについては、最初に、以下のように説明される。

ハトマについては、これは一連の資財 (amwāl) のうち現金 (‘ayn) の項目に特化したものである。官僚が [同一業務に就いて] 10 日から 11 カ

⁴ シャーヒド (公証人) とは、官庁における業務に立ち会い確認をおこなう人物を指す (Subh vol. 5: 437)。

月までの期間が経過した場合、書記官たちの術語でハトマと呼ばれる会計が行われる。ただし、1カ月に満たない期間の場合は、その月の間に書記の交替がない限り、あるいは申し入れがない限り行われぬ。(Nihāya vol. 8: 275)

このことから、ハトマとは現金に関する会計であること、また、通常は1ヶ月から11ヶ月の期間のまとめの会計であることがわかる。ハトマに記録される内容と書式をまとめたのが [図 1] である。

[図 1] ハトマの記録内容と書式

慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において

①「諸項目の資財の内の支出と賃借の総額についてのハトマ」(または、「～の税収」)

②担当者である官僚の名前

③当該期間における支出・賃借の合計金額

④支出・賃借に関する詳細

・(支出) 項目・支払先・借り手の名前・受領日・賃借日

⑤「追加されるべきものが追加される」

- ・前回の会計で算出した利益
- ・追記欄に記すべき項目の支出
- ・売却の代金・和解金・奉仕金からの収入
- ・貸付金
- ・相続人不在の遺産・罰金からの収入
- ・別の会計から補填した金額
- ・その他

⑥大本の金額③と追加⑤を計算した計 (fadhlaka)

⑦両替をした場合はその旨を記し、計を算出する

⑧その他の税収に転用や補填をする場合や支払いをおこなう場合は、合計金額からその額を差し引き、日付と報告(誰の元に運ばれたか、転用されたもの、支払われたものと支払先、日付)を明記する

⑨利益 (taḥṣīl) / 残額が残らない場合は、「上述の通り利益は残らなかった」と記載

(Nihāya vol. 8: 275)

書式をみていくと、冒頭（サドル *ṣadr*）には、バスマラに続けて「諸項目の資財の内の支出（*mustakhrāj*）や賃借（*mujrā*）の総額におけるハトマ、あるいは、～を受領したことによる～の税収（*mu‘āmala*）」と題目が記される⁵。会計の題目が記された後、当該取引に携わった官僚の名前が記される（②）⁶。その後、①の合計（*jumla*）を記し（③）、支出の項目（*jihāt*）や支払先あるいは借り手（*asmā‘ arbāb*）の名前、受領したもの（*muḥḍar*）や賃借（*mujrā*）の日付といった詳細が記される（④）⁷。次に、「追加されるべきもの（*mā wujibat idāfatu-hu*）が追加される」と記され、当該期間において得られた利益（*hāsil*）、追加の欄（*bāb al-muḍāf*）に記すべき項目からの支出、売却の代金や和解金（*muṣālahāt*）・奉仕金（*khidam*）から得られたもの、貸付金、相続人不在の遺産（*al-mawārith al-ḥashrīya*）や罰金（*al-mujtadhabāt wal-ta‘dībāt*）からの収入、別の会計から補填した金額などである。追加の項目を記載した後、大本の金額（③）と追加の欄で求められた金額（⑤）を計算し、その合計金額を算出する（⑥）。ヌワイリーは、この合計金額を「ファズラカ（*fadhlika*）」と呼ぶ⁸。両替を行った場合はファズラカの後にその旨を記し（⑦）、合計金額を算出する。ここから他の税収への転用や補填、支払を行った場合は、その詳細を記し（⑧）、最後に利益を算出するというのが（⑨）、ハトマの流れである。

以上のことから、期間中の支出と前回の会計からの繰り越しを含める収入を提示して、最新の現金有高を算出するのがこの会計の目的であり、ハトマとは、「現金勘定」として位置づけることができる。

⁵ 「サドル」という用語は、*Falakīye* おいても見られ、「会計のサドル（*ṣadr al-ḥisāb*）および会計の起源（*umm al-ḥisāb*）」は、根本（*asl*）に他ならない。このサドルは、「この会計が何のために、何の件から成り立っているか明らかになるように会計の最初に書かれる」とあり（*Falakīye*: 25）、会計記録の冒頭の部分を指す語であることがわかる。*Nihāya* においても、同様に、「サドル」は「冒頭」という意味で用いられている。

⁶ この部分の書き方には、「～の管轄において（*bi-wilāya*）」、「～の管理において（*nazr*）」、「～の監督において（*mushārafa*）」、「～の記録において（*kitāba*）」の4種類があげられる（*Nihāya* vol. 8: 275）。他方、*Falakīye* の用例においても、同様に、各会計記録の冒頭にはその取引に関わった官僚の名前が記録されるが、用例では主に「～の責任において（*bi-‘uhuda*）」や「～の名において（*bi-ism*）」が用いられる（*Falakīye* : 34, 37, 42, 43）。

⁷ *jihā* には「税収入」や徴税官が担当する「地域・地区」など様々な意味があるが、ここで内容に即して「項目」と訳す。*jihā* の意味については、Sato 1997: 120-21 を参照。

⁸ ファズラカとは、「すなわち、それは…」を意味するアラビア語「ファ・ザーリカ（*fa dhālika*）」が縮まった形であり、計算の結果、つまり「計」を表わす名詞として用いられている（*Nihāya* vol. 8: 276, n. 1）。また、「計」を算出することを、「ファズラカを出す」という動詞 *yufadhlik* を用いて表現している。*Falakīye* では、合計金額を表わす語として、一般的に「合計（*jumla*）」や「残額（*bāqī*）」が用いられ、ファズラカの用例は見られない。

(2) タワーリー

次にタワーリーの記録内容について見ていくが、この会計は現物に特化したものである [図 2]。

[図 2] タワーリーの記録内容と書式

慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において

① (期間) の (項目) における穀物からの利益を算出したタール、前回の会計に加える (または差し引く) ~

② 担当した官僚の名前

③ 前回の会計から繰り越した穀物の種類別の合計・期間・詳細

④ 収穫 (mutaḥaṣṣil)・購入したもの・貸付 (qard) など

⑤ 小計 (fadhlaka) (③+④)

⑥ 物々交換をした場合は入ったものと出て行ったものの記録、価格をつけて売却した場合はその記録、取引された量

⑦ その期間のハトマに従って、売却の対価を差し引く

⑧ 転用・補填・支払分をそれぞれ差し引く

⑨ 利益 (ḥaṣil) (⑤-⑦-⑧)

(Nihāya vol. 8: 276-77)

会計の流れは、最初に、前回の会計からの繰り越し分と今回の会計を合わせて計を出す (⑤)。これには収穫だけでなく、購入したものや貸付も含まれる。物々交換を行って、[超過して] あるもので不足しているものを補う場合は、入ったものと出ていったものについての記録を計の後に書く。また、価格をつけて売却した場合はそれについて記し、量 (kayl) の変更を記録する (⑥)。売却した対価と交換や移行の後の穀物の合計を算出し、当該期間のハトマの記録に従って売却の対価を差し引き (⑦)、ハトマと同様に、転用や補填、支払分を差し引いて (⑧)、最終的に手元に残る現物の利益 (⑨) を算出する。

このように、会計の流れは、最初に手元に入ったものについての記録を示し、次に出て行ったものについての記録を示して、最後に現物有高を算出する。このことから、タワーリーは現物勘定であり、現金の会計を扱うハトマと現物を扱うタワーリーを合わせると、全体の現金や現物の出し入れと残高を把握することができるようになっている。

ハトマとタワーリーに付属する帳簿として、利益のタワーリー (tawālī irtifā‘) と砂糖黍の圧搾のタワーリー (tawālī al-i‘tiṣār) がある。利益のタワーリーは、現金・

現物・物品を含む利益を算出するもので、必要がある場合にのみ記帳される (*Nihāya* vol. 8: 277)。砂糖黍の圧搾のタワーリーは、砂糖黍から得られる糖蜜 (カトル *qatr*) などの現物の有高を管理する帳簿である (*Nihāya* vol. 8: 278)。

以上が、ハトマとタワーリーに関する説明である。ここでは、現金の有高を記録するハトマ、現物の有高を記録するタワーリーという 2 つの主要な帳簿に加えて、付属する 2 種類の帳簿として、現金・現物・物品を含む利益を記録する利益のタワーリー、砂糖黍から得られる現物の有高を記録する砂糖黍の圧搾のタワーリーがあることが明らかとなった。

(3) アマル

アマルは、穀物とタカーウィー (*taqāwī*)、砂糖黍の圧搾 (*i'tiṣār*)、売却、購入、人頭税 (*jawālī*)、奉仕金 (*khidam*) と罰金 (*al-jināyāt wal-ta'dībāt*) の 6 種類があげられる。これらについての記録内容をまとめ、アマルが何を指し、会計上どのように位置づけられるかについて検討していきたい。

穀物とタカーウィーのアマル

タカーウィーとは、播種用の種子料として耕作民に対して支払われる現金あるいは現物の支給を指す⁹。この帳簿の書式は、バスマラの後の冒頭部分に、「太陰暦～年の月々に相当するハラージュ年度～年の収穫年における～地方 (*nāhiya*) における穀物の利益についてのアマル」と記し、しかるべき事柄を追記する。その後、得られた穀物と量 (*akyāl*) をそれぞれ詳しく記し、農民の名前を付す。次に、タカーウィーや貸付 (*qurūd*) のうち返済されたものや雑税 (*rusūm*) などからの収入を記し、2 つの計を算出する。この後、書記官は、収穫期における補填したものや支払ったものを差し引いて利益を算出し、それを当該期間のタワーリーに移行する (*Nihāya* vol. 8: 278)。

以上から、これは、穀物の収穫に関わる利益を算出する科目別の会計であり、その手順は、穀物の収穫量とタカーウィーや貸付の返済や雑税の収入を足して、そこから経費等を差し引くものである¹⁰。

⁹ タカーウィーは、種子そのものが支給される場合だけでなく、現金で支給される場合や、小麦や大麦等の食料で支給される場合があった (*Sato* 1997: 200-01)。

¹⁰ 4月から5月の収穫期になると、タカーウィーを借りた農民はこれに10分の1の利子をつけて返済しなければならなかった (*Sato* 1997: 204)。ヌワイリーは、タカーウィーや貸付の返済や雑税が、どのような形でおさめられたかについては詳しく説明していないが、この会計で得られた利益が現物勘定であるタワーリーに移されることから、現物での返済や納税を前提にしていると考えられる。

砂糖黍圧搾のアマル

砂糖黍圧搾のアマルの帳簿の書式は以下のとおりである。バスマラの後の冒頭で、「砂糖黍を圧搾した年ハラージュ年～年、～地方における砂糖黍の圧搾からの利益についてのアマル」と明記した後、紙面の右半分には、「～ファッダーンから」と地積数を記す、あるいは(収穫地が)低地(aghwār)であれば「～の監視所から」、海岸沿いの地域(sawāhil)であれば区域(qism)を記し、初年の黍(ラアス ra's)の地積数とひこばえの黍(ヒルファ khirfa)の地積数をそれぞれ記す¹¹。シリアの場合は、初年の黍をムカントル(muqantar)、ひこばえの黍をカーイム(qā'im)と記すとし、エジプトとシリアにおいて砂糖黍に関する用語が異なることがわかる。次に紙面の左半分には、「砂糖(aṣnāf al-ḥuluw)～キンタール」と重量を書き、固形糖(カンド qand)と液状糖(アウサール a'sāl)についての詳細を記すが、ヌワイリーはここで砂糖黍から得られるものとして5つの種類をあげている¹²。それが、マルサル(marsal)、カトル(qaṭr)、フルル(hurr)、アストゥルース(astrūsまたはastrūsh)、マルドゥーダ(mardūda)である。マルサルは砂糖黍の絞り汁、カトルはカンドを製造する際にウブルージュ壺から滴り落ちる糖蜜を指す。¹³フルルは、砂糖黍の一部を指す名称、アストゥルースは粗糖を指す。マルドゥーダについては説明がなく、詳細が不明である。この他、ハービーヤ(khābīya)についても紹介されるが、これについては余剰分からできるものと説明されるが、粗糖の型を整える際にそぎ落とされたものを指すと考えられる。なお、マルサル、フルル、ハービーヤについては、シリアでは知られていないという(*Nihāya* vol. 8: 280)。このように商品別に詳細を記した後、エジプトの場合は、水車(sāqīya)とその地積数、その税金(darā'ib)からの収入、初年の黍とひこばえの黍の詳細について記し、煮沸夫(ṭabbākh)の名前を明記する。そして、それら商品の売却をおこない、価格をつけ、合計(jumla)を出す。その後、移行と支払いをし、利益(hāsil)を算出する(*Nihāya* vol. 8: 278-80)。

以上から、この会計は、砂糖黍から得られる利益を算出する科目別の会計である。詳しく述べられてはいないが、砂糖製品を売却して得られた現金収入は、現金勘定

¹¹ 1年目の黍(初年の黍)が刈り取られた翌年、植え付けの時期が来たら切り株を焼き、灌水と中耕を行うことによって生えてくる黍のことを「ひこばえの黍」という。ひこばえの黍からつくられる粗糖(カンド)は、初年の黍からつくられるものよりも上等であるとされる(佐藤 2008: 45)。

¹² 佐藤は、カンドを「粗糖」、アサル(複数形アウサール)を「糖蜜」としているが、ここではより細かい分類として、粗糖にあたる用語にアストゥルース、糖蜜にあたる用語にカトルがあるため、カンドを固形糖、アサルを液状糖と訳した(佐藤 2008: 57)。

¹³ ウブルージュ壺とは、濾過と煮沸をした糖汁を流し込み、粗糖と糖蜜に分離する円錐形の壺である。マムルーク朝時代の砂糖の製法については、佐藤 2008: 41-60を参照。

に移行され、本会計の利益は、砂糖黍の重量で示されることが推測される。書式については、紙面を縦に割って 2 段に組み、右側に砂糖黍の生産場所と面積、左側に総生産量と製品の種類別の生産量を記すという詳細な記録を持つ点で、これまで見てきた帳簿の中で最も詳しい記録内容を持つ。また、砂糖に関わる会計帳簿が複数あったことは、マムルーク朝の財務行政における砂糖の重要性を示唆するものである。

売却と購入のアマル

売却のアマルの記録内容は、冒頭に「～の期間中に～の項目において売却した穀物と物品についてのアマル」と記し、代金 (thaman) の合計と物品についての詳細を記す。帳簿の右側に物品のリスト、帳簿の中央に売価 (si'r)、左側に代金 (thaman) と購入者の名前を記す。これらを書き終えた後、前回の会計で算出した代金 (athmān) を今回の売上に加算する。そして、代金の未納者の名前をあげ、その詳細を記す。計を算出した後、その期間のハトマに従って支払い、残額 (bāqī) を算出する (*Nihāya* vol. 8: 280-281)。

次に、購入のアマルの記録内容であるが、冒頭に「～の期間中に～の項目において購入した物品についてのアマル」と記し、購入費の合計を記す。帳簿を縦に割って、右側から購入した物品・購入日・購入元の名前・代金を記す。その後、前回の会計で未納金があれば、その合計を加算する。そしてその取引相手の名前を明記する。このようにして計を算出し、当該期間におけるハトマに従って支払額を差し引き、未払いの額 (muta'akkhir) あるいは超過額 (fā'id) を算出する (*Nihāya* vol. 8: 281)。

以上の記録内容から、売却のアマルは、売却したものの代金が納入されたものと未納のものとの計を算出し、そこからハトマに従って、納入された代金分を差し引いて、最終的に未納分の金額を算出する会計である。つまり、売却のアマルとは、売掛金残高を算出することを目的とした会計である。他方、購入の科目別会計は、購入したものの代金のうち、まだ納めていない代金を算出するものであり、売掛金残高を算出することを目的とした会計であると言える。

人頭税のアマル

人頭税 (ジャワーリー-jawālī) のアマルの記録内容は以下のとおりである。まず、冒頭に「太陰暦～年の～の税収 (mu'āmala) において課せられた人頭税についてのアマル」と記し、人頭税を課せられた人物をあげ、未成年者 (nawābit)、よそ者 (ṭawāri') の名前と彼らの所有するもの (milk) について記載する。そこで前回の会計の残高があれば計算に入れ、計を算出する。この後、イスラームに改宗した者や、死亡した者、

別の地域（‘amal）に逃亡した者について各々記録し、計算から除外し、合計を算出する。ここから、ハトマに従った額を差し引き、残額を計算する。逃亡していた者が帰還したり、その地域を離れていた者が戻ったりした場合は、その者が以前いた地域を担当する官僚から引き継ぎ、会計に加え、総額を算出する（*Nihāya* vol. 8: 281-82）。

この記録内容から、この帳簿は、人頭税からの税収を管理していたものであることがわかる。ヌワイリーによれば、人頭税を担当する官僚は『リカーウ（小片 *riqā‘*）』と呼ばれる紙（*awraq*）に担当地域の異教徒の成人男子および未成年者、イスラームへの改宗者、死亡者、逃亡者などの記録をつけ、人頭税の課税対象者および非課税者を管理していたという（*Nihāya* vol. 8: 242-43）。この『リカーウ』の記録内容は会計帳簿にも記入されており、この帳簿が詳細な記録をもっていたことがわかる。

奉仕金と罰金のアマル

奉仕金（*khidam*）と罰金（*jināyāt wa ta’dībāt*）のアマルの記録内容については以下のとおりである。冒頭において、各人の経歴の後、納付が決定された奉仕金、あるいは決定された罰金について記し、名前と罪名を記す。前回の会計からの繰越金があればそれを加え、合計を出す。そこから当該期間の現金勘定に従って支払いをし、一度決定されたものが免除になった場合は、それを計算にいれ、残額を算出する（*Nihāya* vol. 8: 282）。

ここであげられている *khidam*、*jināyāt*、*ta’dībāt* の3つの語の具体的な内容と異同については明らかではないが、記録内容から犯罪等に対して課せられる罰金の種類であり、この会計は罰金についての科目別の会計である。

以上がアマルの記録内容と書式についてである。アマルは、穀物・砂糖・売買・人頭税・罰金の科目ごとの会計であり、この会計で算出された利益は、現金であればハトマに、現物であればタワーリーに計上されることが明らかとなった。

（4）スィヤーカート

スィヤーカ（*siyāqa*）とは、「計算」という意のアラビア語であるが、ここでは、各科目に関する特殊な計算を指して使われている。スィヤーカの種類は、捕虜と囚人のスィヤーカ、馬・駱駝・馱馬（*dawābb*）・牛・羊などの家畜（*kurā‘*）のスィヤーカ、家畜に与える飼料のスィヤーカ、物品、鎧（*zaradkhānāh*）、装備（‘*udad*）、武器（*ālāt*）、金庫（*khazā’in*）、病院（*bīmāristānāt*）のスィヤーカの4種類があげられる。以下、各々の記録内容について見ていく。

捕虜と囚人のスィヤーカ

この記録内容は、冒頭の部分に前回の計算で算出された残りの人数（‘idda）と、その囚人たちについては名前や罪名について、捕虜たちについては宗教（milal）や人種（ajnās）についての詳細を記す。今回新たに加えられる囚人あるいは捕虜を加え、計を算出する。その後、そこから除かれる者について記す。命令書（marāsīm）に従う場合は、命令書の日付と、囚人の名前、囚人を得た者の名前を記す。また、捕虜のうち、イスラームに改宗した者の場合は、改宗した者の名前、人種、元の宗教、改宗した日付と解放された日付、あるいは身請けされた者、逃亡した者、死亡した者を記し、合計を算出する、これが利益（ḥāṣil）となる（*Nihāya* vol. 8: 283-84）。

これは、捕虜と囚人の人数を記録するものである。手元にいる捕虜と囚人の人数は、最終的に利益として扱われるが、現金や現物の利益がハトマやタワーリーに計上されるアマルとは異なり、このスィヤーカは独立した会計であることがわかる。

家畜のスィヤーカ

これは馬、駱駝、馱馬、牛、羊についての計算である。その記録内容は、冒頭に、前回の計算で利益として算出されたものを記す。購入があった場合は、日付と売り手の名前を記し、前回の繰越分に加算する。また、出産があった場合や交尾があった場合も加算し、合計を算出する。その後、合計から売却したもの、死んだもの、迷ったもの、屠られたものを記し、家畜、皮、価格について定められたことに従って合計を算出する。さらにそこから支払いや移動があった場合はそれを差し引いて、利益（ḥāṣil）を算出する（*Nihāya* vol. 8: 283-84）。

ここでは、家畜の計算の仕方について説明されているが、この計算で算出した利益についても、先述の捕虜と囚人のスィヤーカと同様に、この帳簿の中だけで記録管理がなされていたことがわかる。

家畜の飼料のスィヤーカ

次に、家畜の飼料（‘ulūfat）のスィヤーカの記録内容は、冒頭に、期間中に家畜のために支払ったものを記す。その後、家畜から得られた製品の詳細と、家畜の頭数の増減、また、期間中に（頭数が減った）家畜の種類のために支払ったものを 1 日の量はいくら、その期間の量はいくらというように記し、計算が合うように記す。ここでは、家畜のスィヤーカと関係する項目を照合する。確定された家畜の詳細において頭数に入れられていなかった家畜に対し、飼料を支払っていた場合は、「確定された家畜～（頭）、（その内）認識されていなかった家畜～頭」と記し、この計算に加えるが、この時点で計とせず、必ず、太陰暦による日数の減少分、すなわち 1

年に6日分の家畜飼料の支払いを差し引く (*Nihāya* vol. 8: 284)。

これは、家畜の飼料の計算であるが、家畜の頭数と対象とする期間の日数を正確に記録することが要求されていることから、飼料の計は各種の家畜の頭数と日数によって算出されていたことがわかる¹⁴。

物品の計算

ヌワイリーは、この項目を「物品、鎧、装備、武器、金庫、病院の計算」として紹介しているが、「知識にその知識がないため」との理由から、物品の計算についてのみ説明をしている。物品の計算は、まず手元にある物品を詳細に記し、それに購入したものや届いたものを加え、その計を出す。その後、総額を決定するまでに、動産 (*muntaqil*)、消費 (*mustahlak*) やその他の項目について記載するが、これについては「100項目以上があるが、それについて知るのの一部の卓越した書記官や専門の技術者のみである」とし、詳細は説明されない。総額を決定した後、しかるべき額を差し引いて利益 (*hāsil*) を算出する (*Nihāya* vol. 8: 284-85)。

以上がスィヤーカについての説明である。スィヤーカとは、捕虜や囚人の人数、家畜の頭数とそれに関わる経費と収入、武器等に関わる特殊な計算を必要とする科目別の記録である。科目別の記録という点では、アマルと同様に勘定元帳として位置づけることができるが、各科目の帳簿のみで記録管理を行うという点では、算出した利益をハトマやタワーリーに計上するアマルとは異なると言える。

3. 年間の会計記録—イルティファーウ台帳—

以上見てきた、ハトマ、タワーリー、アマル、スィヤーカに基づいて、イルティファーウ台帳 (*irtifa'*) が作成される。イルティファーウの記録内容は以下のとおりである。

書式については、バスマラの後、冒頭に以下のように書く。「～年ムハッラム月からズール・ヒッジャ月までの満1年の～の税収 (*mu'āmala*) の収入 (*irtifa'*) についての会計 (*'amal*) である」。その利益が太陰暦で換算するものや、ジャワーリーによるものであれば、前述のように「[太陰暦で] 年を書き、地租 (*kharāj*) によるものや砂糖黍によるものであれば、「ハラージュ年～年」とする。追加 (*idāfa*) すべき項目、計、合計とされたもの、差引額を計算した利益 (*hāsil*)、必要に応じてその他の計算すべきことと最終的な合計金額、当該期間の残額

¹⁴ ただし、なぜ減少分として除く日数が6日であるかは明らかにすることができなかった。暦については、佐藤 1990 を参照。

(bāqī) 及び据え置かれるもの (mawqūf) を記入する。

現金勘定で述べたように、官僚の名前を記す。その年に複数の官僚が[会計を]担当した場合は、「～の期間までは官僚の～、それ以降は～」とする。

冒頭の左側半分は、「金貨 (dhahab) の合計～也」、「銀貨 (darāhim) ～也」、「穀物 (ghallāt) ～也」、「砂糖黍 (aqṣāb) ～也」、「物品 (aṣnāf) ～也」、「家畜 (kurā‘) ～也」と書き、その右側には、各々の収入源となった項目について詳しく記す。まず太陰暦による利益から書きだし、各項目、借主や保証人の名前、賃借契約が受理された日付あるいは決定された日付、(借主に) 月ごと、年ごとに課せられた支払いについて、太陰暦の項に記すべきことを網羅するように記す。そして、書記が作成した草稿 (musawwada) の各項目の対面に[そこからの] 支出を現金勘定における支出に従って記す。これは、各項目にどれだけの量の残高 (bāqī) や超過 (fa’id) があるのかわかるようにするためである。なお、この作業は得られたもの (収入) の計算においてはおこなう必要はない。

太陰暦の項が終わったら、次にジャワリーについて同様の手順で記入する。次にハラージュ暦について述べるが、各項目について正確かつ明瞭、明白に記す。そして先述した通り、草稿における各項目の対面に記入する。

大本の項目 (jihāt al-uṣūl) が記入された後、「しかるべきことを追加する」とし、追加される分を計算にいった合計を記すが、追加の項目の最初は、前回の決算報告において算出された利益と[未払金の] 残高 (hāṣil wa bāqī) を記す。そして合計を算出し、「利益は～也、[未払金の] 残高は～也」と記す。利益については出来る限りその詳細を記し、[未払金の] 残高については項目、負っている者の名前、年数、官僚たちの名前を可能な限り記す。そして、前述のように、草稿における名前の欄の対面に、その者が負っていたものから支払いがあった場合、その支払いについて記す。

次に、この年に繰り越される項目について記すが、繰り越しの項目 (jihāt al-muḍāf) にある資財 (amwāl) のうち定められたものを最初に記入し、草稿における名前の欄の対面に前述のように記す。この後、必要に応じて、資財や穀物、売却で得た利益、相続人不在の遺産、罰金、貸付金、購入した物品のうち手元に届いたもの、または計算に入れたものについてそれぞれ記す。そして、先に述べた謄本の記録に従い、それと違うことがないように、その1年における追加事項を照合する (Nihāya vol. 8: 285-87)。

以上の記録内容を整理すると、冒頭には、当該期間の損益と次期の会計に繰り越されるものが示された後、項目ごとに利益が記される。これが大本、すなわち今回

の会計で扱われる利益である。次に、前回の会計における利益と残高が示され、今回の会計に繰り越されるものが項目ごとに記される。最後に、大本に算入することができなかった臨時の項目が記されるという流れである。イルティファーウ台帳は、1年間の利益について暦ごとにまとめられるという書式を持つことがわかる。ただし、これには利益に関する項目のみが記され、支出は、官僚が作成した草稿の方に記録されるにとどまり、台帳には記録されない。この点で、イルティファーウ台帳は、その年の全科目の収入記録のまとめであり、年間の収入報告として位置づけることができる。

Ⅲ. むすび

以上にみてきた、日々の会計記録であるタアリークから年間の収入報告であるイルティファーウ台帳の作成までの流れをまとめると、最初に日々の会計記録としてタアリークがまとめられ、収支、賃借、経費に関する項目がマフズーマ台帳に記録される。その後、10日から11ヶ月以内の期間ごとのの会計を科目別にまとめたのが、ハトマ、タワーリー、アマル、スィヤーカである。さらにこれらの記録を転記し、年間の収入についてまとめたものがイルティファーウ台帳である。このように、官庁における日、期間、年間の会計は、定められた書式と計算方法に基づいて、各種の会計帳簿にまとめられ、管理されていくという流れが明らかとなった。

それでは、官庁の会計業務において、各帳簿はどのように位置づけられるだろうか。タアリークは日々の会計簿であり、全ての科目を分類せずに記入していくものである。この記録から科目ごとの記録がハトマやタワーリー、アマル、スィヤーカにまとめられていくことから、タアリークは仕訳帳のようなもの、ハトマ・タワーリー・アマル・スィヤーカを科目別の会計帳簿である勘定元帳として位置づけることができる。他方、タアリークから作成されるマフズーマ台帳は、日ごとに、収支・賃借・経費といった資財の出し入れに関する記録がとられることから、出入台帳と見なすことができる。タアリークから作成される12種類の帳簿の内部の関係を目を向けると、ハトマは現金に特化した現金勘定であり、タワーリーは現物に特化した現物勘定である。アマルは、現金または現物の科目であり、算出された利益は、現金であればハトマに、現物であればタワーリーに計上される。他方、スィヤーカは、捕虜と囚人、家畜などの特殊な科目であり、ハトマやタワーリーから独立した帳簿である。最後に勘定元帳の記録を転記して、すべての取引記録を記載し、その年の収入を算出するイルティファーウ台帳は、年間の収入報告として位置づけることが

できる。

本稿では、*Nihāya* の記述から、マムルーク朝時代の官庁における会計帳簿の記録内容について検討してきた。この考察を通じ、日々の会計記録から期間ごとの科目別の会計記録、そして年間の会計報告の作成までの記録の流れと方法、また会計記録を管理するそれぞれの帳簿の位置づけが明らかとなった。今後の課題は、第1に、本稿で明らかになったマムルーク朝時代の官庁における会計の流れや簿記について、他地域・他時代と比較を行うことである。はじめに述べたように、同時代のイラン地域との比較は、イラン式簿記術の独自性や連続性を明らかにするためには不可欠である。それと同時に、オスマン朝による支配前と後の時代を比較して帳簿術の連続性や変化を明らかにすることは、イラン式簿記術の展開を全体的に把握する上で重要である。第2に、このような比較検討を進めていくために、継続してマムルーク朝時代の簿記術についてより多くの情報を集める必要がある。以上の点を今後の課題とし、本稿の結びに代えたい。

(史料)

Falakīye: ‘Abd Allāh b. Muḥammad b. Kiyā al-Māzandarānī. *Die Resalā-ye Falakīyyā*. Walther Hinz (ed.), Wiesbaden: F. Steiner, 1952.

Nihāya : al-Nuwayrī (d. 733/1333). *Nihāyat al-Arab fī Funūn al-Adab*. 33 vols., Cairo: Dār al-Kutub al-Miṣrīya, 1923-1990.

Ṣubḥ: al-Qalqashandī (d. 821/1418). *Ṣubḥ al-A‘shā fī Ṣinā‘at al-Inshā’*. 14 vols., Cairo: Wizārat al-Thaqāfa wal-Irshād al-Qawmī, 1913-22.

(研究文献)

Chapoutot-Remadi, Mounira (1995) “al-NUWAYRĪ.” *Encyclopaedia of Islam*, 2nd edition., vol. 8, Leiden: Brill, 156-160.

Remler, Philip (1985) “New Light on Economic History from Ilkhanid Accounting Manuals.” *Studia Iranica* 14, 2: 157-77.

Sato, Tsugitaka (1997) *State and Rural Society in Medieval Islam, Sultans, Muqta‘as and Fallahun*. Leiden: Brill.

熊倉和歌子 (2010) 「後期マムルーク朝におけるエジプト土地文書行政の諸相：オスマン朝期『軍務台帳』に見るマムルーク朝土地台帳とその利用」『お茶の水史学』第53号: 41-83頁。

佐藤次高 (1990) 「暦—ムスリムの生活技術と社会秩序」『世界史への問い』2、岩波書店。

—— (2008) 『砂糖のイスラーム生活史』、岩波書店。